- 昭和56年6月1日に建築基準法の改正が行われ、地震に対する耐震性能の 見直しが行われました。これ以前の建物は、現在の基準と比べると、耐震性 が劣り、震度5強で倒壊する可能性が非常に高いといわれています。
- 阪神・淡路大震災では、被害者の約9割の方が建物の倒壊によってなくなられています。

~ 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度 木造住宅編~

リフォームにあわせて 耐震改修工事をしませんか。



○ 耐震改修のメリット

補助制度

耐震診断、耐震設計、耐震 改修工事にかかる費用に対す る補助制度があります。

〈最 大〉

160万円

(耐震診断・設計・工事の補助総額)

※ 上記以外にも、条件により補助率が変更 になる場合があります。

税の特別控除

固定資産税や所得税の特別 控除***を受けることができます。

〈最 大〉

20万円 + α万円

所得税

固定資産稅

(問い合わせ先)

固定資産税→金沢市役所 資産税課 Tel 076-220-2151

所 得 税→金沢国税局 金沢税務署 Tel 076-261-3221

地震保険料率の割引

地震保険の保険料が割引き***
されることがあります。

〈耐震診断・耐震改修工事をした場合〉

10% 割引

詳しい内容については、各損害保険会社の相談 窓口または代理店にご相談ください。

※注 補強工事により上部構造評価 1.0 以上と なる建物が対象となります。

平成 24 年 10 月 31 日までに断熱改修とあわせて耐震改修を行った場合、住宅エスポーインが 最大 150,000 ポイント加算される場合があります。

○ 補助条件 (抜 粋)

・ 昭和 56年5月31日以前に建築された、3 階建て以下の在来軸組木造住宅 (共同住宅等を含む)

	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
補助率	補助率 2/3 上限 10万円	補助率 2/3 上限 20万円	補助率 2/3 上限 130万円 (共同住宅等 60万円/戸)

※ 上記以外にも、条件により補助率が変更になる場合があります。

(平成24年4月1日現在)